

# 介護保険で利用できるサービス



高齢化が進むにつれ、介護サービス利用者は年々増加しています。町では65歳以上の高齢者は約4,800人で、町全体の約30%となります。安心して日常生活を送れるように次のような介護・支援サービスがあります。

介護保険制度のサービスを利用する場合は、介護認定申請をして認定を受ける必要があります。

- 要支援1・2の認定を受けた方は、介護予防サービスを利用できます。
- 要介護1～5の認定を受けた方は、介護サービスを利用できます。

サービスの種類	サービスの内容			
<small>(※1)介護予防サービスまたは介護サービスが利用できます。 (※2)介護サービスのみ利用できます。</small>				
在宅サービス	<b>通所して利用するサービス</b> 通所介護（デイサービス）（※1） 通所リハビリテーション（デイケア）（※1）	通所介護施設（デイサービスセンター）での日常生活上の支援や、生活行為の向上のための支援を日帰りで行います 老人保健施設や医療機関での日常生活上の支援や、生活行為の向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います		
	<b>訪問を受けて利用するサービス</b>	訪問介護（ホームヘルプ）（※1） 訪問入浴介護（※1） 訪問リハビリテーション（※1） 訪問看護（※1）	ホームヘルパーが訪問し、入浴・排泄・食事などの生活援助を行います 介護士や看護師が訪問し、入浴介護を行います 理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリテーションを行います 疾患を抱えている方について、看護師が訪問し療養の世話や診療補助を行います	
		居宅療養管理指導（※1）	医師・歯科医師・薬剤師などが訪問し療養上の管理、指導を行います	
		<b>居宅での暮らしを支えるサービス</b>	福祉用具貸与（※1） 特定福祉用具購入費の支給（※1） 住宅改修費の支給（※1） 特定入所者生活介護（※1）	日常生活の自立を助けるため、福祉用具を貸与します（車椅子・ベットなど） 指定業者から購入した入浴補助用具などの購入費を支給します（年間10万円を上限とします）※ケアマネージャーからの申請となります 手すりや段差解消などの住宅改修費を支給します（20万円を上限とします）※ケアマネージャーからの申請となります 有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します
			短期入所生活介護・短期入所療養介護（※1）	福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能回復訓練を受けられます
	施設サービス		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（※2） 介護老人保健施設（老人保健施設）（※2） 介護療養型医療施設（療養病棟等）（※2）	常に介護が必要で居宅での生活が困難な方が、入所して日常生活上の支援や介護を受けられます 状態が安定している方が在宅復帰できるように、リハビリテーションを中心としたケアや日常生活上の支援や介護を受けられます 急性期での治療を終え、長期の療養を必要とするための施設であり、日常生活上の支援や介護を受けられます
			<b>地域密着型サービス</b> 住み慣れた地域での生活を支援するサービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）※要支援1の方は利用できません 認知症対応型通所介護（※1）

地震などの災害が発生したときに、高齢や障害により自力で避難することが困難な場合があります。

周囲の支援を必要とする方の、安否確認・避難所への避難支援を行うため、要介護者の状況を把握し台帳を作成します。下の①～⑫にあてはまる方は申請書により申し込みをしてください。

## ■対象

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① 65歳以上でひとり暮らしの方 | ⑦ 視覚障害のある方        |
| ② 高齢者世帯          | ⑧ 聴覚障害のある方        |
| ③ 寝たきり状態で介護の必要な方 | ⑨ 音声・言語障害のある方     |
| ④ 肢体に不自由のある方     | ⑩ 知的障害のある方        |
| ⑤ 内部障害のある方       | ⑪ 発達障害のある方        |
| ⑥ 難病などの病気を抱えている方 | ⑫ ①～⑪以外で支援を必要とする方 |

## ■申し込み方法

保健福祉センターにある所定の申請書に記入し、直接提出してください。

## ■受け付け開始日

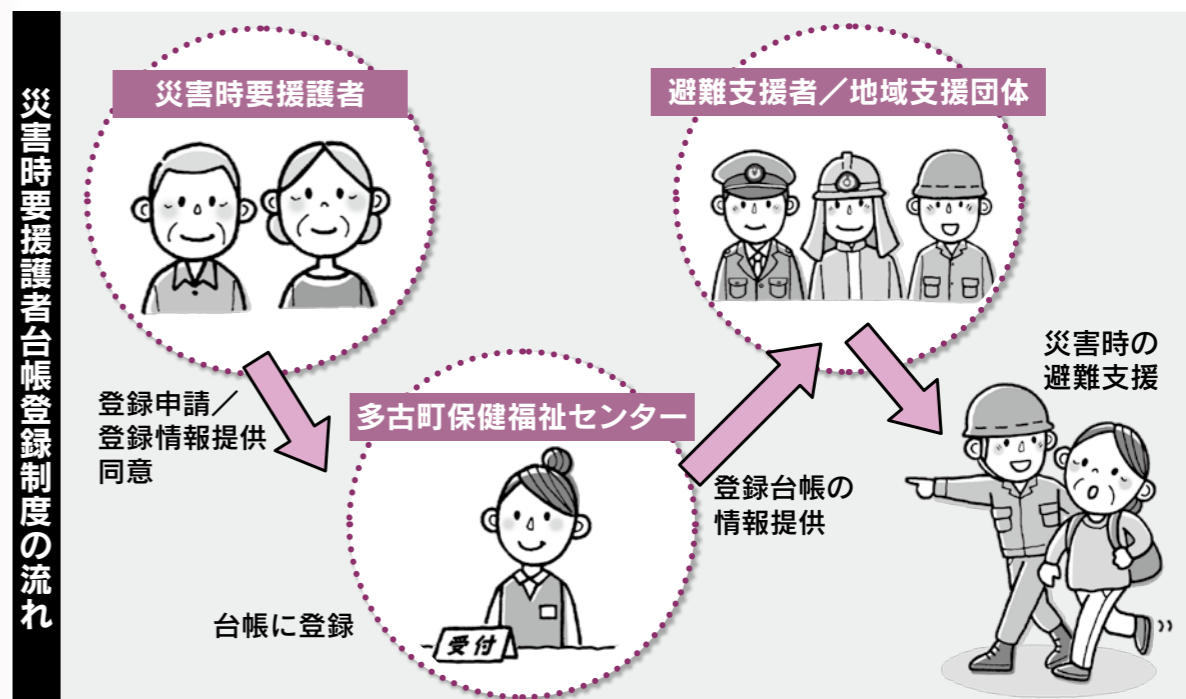
11月1日(火) ※午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)  
【受け付けは随時行います】

## ■台帳情報の活用

- 災害時や緊急時の支援を受けるために、協力機関などに情報を提供します。  
町関係機関・警察署・消防署・民生委員児童委員・自治会・社会福祉協議会・地元消防団・地域ボランティア・その他必要と認められる方

## ■登録内容の変更と抹消

住所変更など登録内容の変更や登録の抹消を希望する場合は、変更届出または削除届出を行ってください。



お問い合わせ ● 保健福祉課健康福祉係 ☎ 76-3185

# 災害時要援護者台帳登録制度